

鶴岡市国民保護計画新旧対照表

修 正 案 (R4.2修正)	現 行 計 画 (H19.2作成)	修正理由等 (修正案頁)																														
<p>第1編第4章1地形 (8頁) 鶴岡市は、緯度 北緯38度43分37秒、経度 東経139度49分35秒に位置し、海拔15m、東西約<u>43.1</u>km、南北約<u>56.4</u>kmにおよび、総面積は1,311. <u>51</u>km²で東北一の面積を有する。</p> <p>土地利用は、山林<u>60.1</u>%、田<u>12.6</u>%、畑<u>2.7</u>%、宅地<u>2.5</u>%、原野<u>2.7</u>%、雑種地<u>11.1</u>%、その他<u>8.4</u>% (<u>令和3年1月1日現在 固定資産概要調査</u>) となっている。</p> <p>地形的に海岸部、平野部、中山間部さらに山岳丘陵と変化にとみ、市街地や集落には、<u>463</u>の町内会・自治会があり、建物の密集地域や居宅の点在する集落等地域形成も多様である。</p> <p>第1編第4章2気候 (8、9頁) 本市は、日本海を北上する対馬暖流の影響を受ける、日本海側の典型的な海洋性の気候である。年間の平均気温は<u>13</u>℃前後である。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">観測点</th> <th style="width: 45%;">観測項目</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>鶴岡(錦町)</u></td> <td>降水量、風、気温、<u>湿度</u></td> <td>山形大学農学部内</td> </tr> <tr> <td>櫛引</td> <td>降水量、積雪量</td> <td>桂荒俣地内</td> </tr> <tr> <td>鼠ヶ関</td> <td>降水量、風、気温、<u>湿度</u></td> <td><u>念珠関中学校跡地</u></td> </tr> <tr> <td>荒沢</td> <td>降水量</td> <td>荒沢ダム管理事務所内</td> </tr> </tbody> </table>	観測点	観測項目	備考	<u>鶴岡(錦町)</u>	降水量、風、気温、 <u>湿度</u>	山形大学農学部内	櫛引	降水量、積雪量	桂荒俣地内	鼠ヶ関	降水量、風、気温、 <u>湿度</u>	<u>念珠関中学校跡地</u>	荒沢	降水量	荒沢ダム管理事務所内	<p>第1編第4章1地形 鶴岡市は、緯度 北緯38度43分37秒、経度 東経139度49分35秒に位置し、海拔15m、東西約<u>43</u>km、南北約<u>56</u>kmにおよび、総面積は1,311. <u>49</u>km²で東北一の面積を有する。</p> <p>土地利用は、山林<u>60.0</u>%、田<u>12.5</u>%、畑<u>2.8</u>%、宅地<u>2.3</u>%、原野<u>2.7</u>%、雑種地<u>1.0</u>%、その他<u>18.7</u>% (平成<u>17</u>年度土地に関する概要調査) となっている。</p> <p>地形的に海岸部、平野部、中山間部さらに山岳丘陵と変化にとみ、市街地や集落には、<u>471</u>の町内会・自治会があり、建物の密集地域や居宅の点在する集落等地域形成も多様である。</p> <p>第1編第4章2気候 本市は、日本海を北上する対馬暖流の影響を受ける、日本海側の典型的な海洋性の気候である。年間の平均気温は<u>12</u>℃前後である。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">観測点</th> <th style="width: 45%;">観測項目</th> <th style="width: 30%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>錦町</u></td> <td>降水量、風、気温、<u>日照時間</u></td> <td>山形大学農学部内</td> </tr> <tr> <td>櫛引</td> <td>降水量、積雪量</td> <td>桂荒俣地内</td> </tr> <tr> <td>鼠ヶ関</td> <td>降水量、風、気温、<u>日照時間</u></td> <td><u>鼠ヶ関小学校内</u></td> </tr> <tr> <td>荒沢</td> <td>降水量</td> <td>荒沢ダム管理事務所内</td> </tr> </tbody> </table>	観測点	観測項目	備考	<u>錦町</u>	降水量、風、気温、 <u>日照時間</u>	山形大学農学部内	櫛引	降水量、積雪量	桂荒俣地内	鼠ヶ関	降水量、風、気温、 <u>日照時間</u>	<u>鼠ヶ関小学校内</u>	荒沢	降水量	荒沢ダム管理事務所内	<p>○時点修正 (P. 8)</p> <p>○文言の適正化 (P. 8) (平年値の更新に伴い、年平均気温が12.9℃となったため)</p> <p>○機器更新に伴う観測種目の変更及び移設による備考の変更 (P. 9)</p>
観測点	観測項目	備考																														
<u>鶴岡(錦町)</u>	降水量、風、気温、 <u>湿度</u>	山形大学農学部内																														
櫛引	降水量、積雪量	桂荒俣地内																														
鼠ヶ関	降水量、風、気温、 <u>湿度</u>	<u>念珠関中学校跡地</u>																														
荒沢	降水量	荒沢ダム管理事務所内																														
観測点	観測項目	備考																														
<u>錦町</u>	降水量、風、気温、 <u>日照時間</u>	山形大学農学部内																														
櫛引	降水量、積雪量	桂荒俣地内																														
鼠ヶ関	降水量、風、気温、 <u>日照時間</u>	<u>鼠ヶ関小学校内</u>																														
荒沢	降水量	荒沢ダム管理事務所内																														

鶴岡市国民保護計画新旧対照表

修正案 (R4.2修正)	現行計画 (H19.2作成)	修正理由等 (修正案頁)																																																																																																																																																																																																																						
<p>第1編第4章3人口分布 (9頁)</p> <p>本市の人口は、<u>令和3年3月31日</u>現在、<u>123,146</u>人(男<u>58,890</u>人、女<u>64,256</u>人)で、県内第二位の都市となっている。</p> <p>表2 地域別人口 (住民基本台帳 <u>令和3年3月31日</u>現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>地域別</th> <th>人口</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鶴岡地域</td> <td><u>88,277</u></td> <td><u>42,129</u></td> <td><u>46,148</u></td> <td><u>71.68%</u></td> </tr> <tr> <td>藤島地域</td> <td><u>9,665</u></td> <td><u>4,605</u></td> <td><u>5,060</u></td> <td><u>7.85%</u></td> </tr> <tr> <td>羽黒地域</td> <td><u>7,810</u></td> <td><u>3,814</u></td> <td><u>3,996</u></td> <td><u>6.34%</u></td> </tr> <tr> <td>櫛引地域</td> <td><u>6,917</u></td> <td><u>3,317</u></td> <td><u>3,600</u></td> <td><u>5.62%</u></td> </tr> <tr> <td>朝日地域</td> <td><u>3,745</u></td> <td><u>1,811</u></td> <td><u>1,934</u></td> <td><u>3.04%</u></td> </tr> <tr> <td>温海地域</td> <td><u>6,732</u></td> <td><u>3,214</u></td> <td><u>3,518</u></td> <td><u>5.47%</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>123,146</u></td> <td><u>58,890</u></td> <td><u>64,256</u></td> <td><u>100.00%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>表3 年齢別構成割合 (住民基本台帳 <u>令和3年3月31日</u>現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>鶴岡地域</th> <th>藤島地域</th> <th>羽黒地域</th> <th>櫛引地域</th> <th>朝日地域</th> <th>温海地域</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">人口</td> <td>15歳未満</td> <td><u>10,000</u></td> <td><u>987</u></td> <td><u>845</u></td> <td><u>790</u></td> <td><u>322</u></td> <td><u>478</u></td> <td><u>13,422</u></td> </tr> <tr> <td>15歳～64歳</td> <td><u>48,643</u></td> <td><u>4,942</u></td> <td><u>4,059</u></td> <td><u>3,554</u></td> <td><u>1,752</u></td> <td><u>3,052</u></td> <td><u>66,002</u></td> </tr> <tr> <td>65歳以上</td> <td><u>29,634</u></td> <td><u>3,736</u></td> <td><u>2,906</u></td> <td><u>2,573</u></td> <td><u>1,671</u></td> <td><u>3,202</u></td> <td><u>43,722</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td><u>88,277</u></td> <td><u>9,665</u></td> <td><u>7,810</u></td> <td><u>6,917</u></td> <td><u>3,745</u></td> <td><u>6,732</u></td> <td><u>123,146</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">構成比</td> <td>15歳未満</td> <td><u>11.33%</u></td> <td><u>10.21%</u></td> <td><u>10.82%</u></td> <td><u>11.42%</u></td> <td><u>8.60%</u></td> <td><u>7.10%</u></td> <td><u>10.90%</u></td> </tr> <tr> <td>15歳～64歳</td> <td><u>55.10%</u></td> <td><u>51.13%</u></td> <td><u>51.97%</u></td> <td><u>51.38%</u></td> <td><u>46.78%</u></td> <td><u>45.34%</u></td> <td><u>53.60%</u></td> </tr> <tr> <td>65歳以上</td> <td><u>33.57%</u></td> <td><u>38.65%</u></td> <td><u>37.21%</u></td> <td><u>37.20%</u></td> <td><u>44.62%</u></td> <td><u>47.56%</u></td> <td><u>35.50%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>表2のとおり、地域別人口割合は鶴岡地域が全体の約<u>71%</u>を占めるが、鶴岡地域の市街部人口は、<u>59,094</u>人であり、市全体においても<u>47%</u>になる。次に表3による年齢別構成割合を見ると、65歳以上の人口は<u>35.5%</u>であり、全国平均<u>28.7%</u>(<u>令和2</u>年)を大きく上回る高齢化率を示している。</p>	地域別	人口	男	女	割合 (%)	鶴岡地域	<u>88,277</u>	<u>42,129</u>	<u>46,148</u>	<u>71.68%</u>	藤島地域	<u>9,665</u>	<u>4,605</u>	<u>5,060</u>	<u>7.85%</u>	羽黒地域	<u>7,810</u>	<u>3,814</u>	<u>3,996</u>	<u>6.34%</u>	櫛引地域	<u>6,917</u>	<u>3,317</u>	<u>3,600</u>	<u>5.62%</u>	朝日地域	<u>3,745</u>	<u>1,811</u>	<u>1,934</u>	<u>3.04%</u>	温海地域	<u>6,732</u>	<u>3,214</u>	<u>3,518</u>	<u>5.47%</u>	計	<u>123,146</u>	<u>58,890</u>	<u>64,256</u>	<u>100.00%</u>		鶴岡地域	藤島地域	羽黒地域	櫛引地域	朝日地域	温海地域	合計	人口	15歳未満	<u>10,000</u>	<u>987</u>	<u>845</u>	<u>790</u>	<u>322</u>	<u>478</u>	<u>13,422</u>	15歳～64歳	<u>48,643</u>	<u>4,942</u>	<u>4,059</u>	<u>3,554</u>	<u>1,752</u>	<u>3,052</u>	<u>66,002</u>	65歳以上	<u>29,634</u>	<u>3,736</u>	<u>2,906</u>	<u>2,573</u>	<u>1,671</u>	<u>3,202</u>	<u>43,722</u>		計	<u>88,277</u>	<u>9,665</u>	<u>7,810</u>	<u>6,917</u>	<u>3,745</u>	<u>6,732</u>	<u>123,146</u>	構成比	15歳未満	<u>11.33%</u>	<u>10.21%</u>	<u>10.82%</u>	<u>11.42%</u>	<u>8.60%</u>	<u>7.10%</u>	<u>10.90%</u>	15歳～64歳	<u>55.10%</u>	<u>51.13%</u>	<u>51.97%</u>	<u>51.38%</u>	<u>46.78%</u>	<u>45.34%</u>	<u>53.60%</u>	65歳以上	<u>33.57%</u>	<u>38.65%</u>	<u>37.21%</u>	<u>37.20%</u>	<u>44.62%</u>	<u>47.56%</u>	<u>35.50%</u>	<p>第1編第4章3人口分布</p> <p>本市の人口は、平成<u>18年3月31日</u>現在、<u>143,288</u>人(男<u>68,530</u>人、女<u>74,758</u>人)で、県内第二位の都市となっている。</p> <p>表2 地域別人口 (住民基本台帳 平成<u>18年3月31日</u>現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>地域別</th> <th>人口</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鶴岡地域</td> <td><u>98,070</u></td> <td><u>46,902</u></td> <td><u>51,168</u></td> <td><u>68.44%</u></td> </tr> <tr> <td>藤島地域</td> <td><u>11,895</u></td> <td><u>5,677</u></td> <td><u>6,218</u></td> <td><u>8.30%</u></td> </tr> <tr> <td>羽黒地域</td> <td><u>9,554</u></td> <td><u>4,595</u></td> <td><u>4,959</u></td> <td><u>6.67%</u></td> </tr> <tr> <td>櫛引地域</td> <td><u>8,324</u></td> <td><u>4,013</u></td> <td><u>4,311</u></td> <td><u>5.81%</u></td> </tr> <tr> <td>朝日地域</td> <td><u>5,458</u></td> <td><u>2,620</u></td> <td><u>2,838</u></td> <td><u>3.81%</u></td> </tr> <tr> <td>温海地域</td> <td><u>9,987</u></td> <td><u>4,723</u></td> <td><u>5,264</u></td> <td><u>6.97%</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>143,288</u></td> <td><u>68,530</u></td> <td><u>74,758</u></td> <td><u>100.00%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>表3 年齢別構成割合 (住民基本台帳 平成<u>18年3月31日</u>現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>鶴岡地域</th> <th>藤島地域</th> <th>羽黒地域</th> <th>櫛引地域</th> <th>朝日地域</th> <th>温海地域</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">人口</td> <td>15歳未満</td> <td><u>13,148</u></td> <td><u>1,533</u></td> <td><u>1,214</u></td> <td><u>1,102</u></td> <td><u>619</u></td> <td><u>1,099</u></td> <td><u>18,715</u></td> </tr> <tr> <td>15歳～64歳</td> <td><u>59,552</u></td> <td><u>6,951</u></td> <td><u>5,621</u></td> <td><u>4,828</u></td> <td><u>3,098</u></td> <td><u>5,523</u></td> <td><u>85,573</u></td> </tr> <tr> <td>65歳以上</td> <td><u>25,370</u></td> <td><u>3,411</u></td> <td><u>2,719</u></td> <td><u>2,394</u></td> <td><u>1,741</u></td> <td><u>3,365</u></td> <td><u>39,000</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td><u>98,070</u></td> <td><u>11,895</u></td> <td><u>9,554</u></td> <td><u>8,324</u></td> <td><u>5,458</u></td> <td><u>9,987</u></td> <td><u>143,288</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">構成比</td> <td>15歳未満</td> <td><u>9.18%</u></td> <td><u>1.07%</u></td> <td><u>0.85%</u></td> <td><u>0.77%</u></td> <td><u>0.43%</u></td> <td><u>0.77%</u></td> <td><u>13.06%</u></td> </tr> <tr> <td>15歳～64歳</td> <td><u>41.56%</u></td> <td><u>4.85%</u></td> <td><u>3.92%</u></td> <td><u>3.37%</u></td> <td><u>2.16%</u></td> <td><u>3.85%</u></td> <td><u>59.72%</u></td> </tr> <tr> <td>65歳以上</td> <td><u>17.71%</u></td> <td><u>2.38%</u></td> <td><u>1.90%</u></td> <td><u>1.67%</u></td> <td><u>1.22%</u></td> <td><u>2.35%</u></td> <td><u>27.22%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>表2のとおり、地域別人口割合は鶴岡地域が全体の約<u>68%</u>を占めるが、鶴岡地域の市街部人口は、<u>63,075</u>人であり、市全体においても<u>44%</u>になる。次に表3による年齢別構成割合を見ると、65歳以上の人口は<u>27.2%</u>であり、全国平均<u>19.5%</u>(平成<u>16</u>年)を大きく上回る高齢化率を示している。</p>	地域別	人口	男	女	割合 (%)	鶴岡地域	<u>98,070</u>	<u>46,902</u>	<u>51,168</u>	<u>68.44%</u>	藤島地域	<u>11,895</u>	<u>5,677</u>	<u>6,218</u>	<u>8.30%</u>	羽黒地域	<u>9,554</u>	<u>4,595</u>	<u>4,959</u>	<u>6.67%</u>	櫛引地域	<u>8,324</u>	<u>4,013</u>	<u>4,311</u>	<u>5.81%</u>	朝日地域	<u>5,458</u>	<u>2,620</u>	<u>2,838</u>	<u>3.81%</u>	温海地域	<u>9,987</u>	<u>4,723</u>	<u>5,264</u>	<u>6.97%</u>	計	<u>143,288</u>	<u>68,530</u>	<u>74,758</u>	<u>100.00%</u>		鶴岡地域	藤島地域	羽黒地域	櫛引地域	朝日地域	温海地域	合計	人口	15歳未満	<u>13,148</u>	<u>1,533</u>	<u>1,214</u>	<u>1,102</u>	<u>619</u>	<u>1,099</u>	<u>18,715</u>	15歳～64歳	<u>59,552</u>	<u>6,951</u>	<u>5,621</u>	<u>4,828</u>	<u>3,098</u>	<u>5,523</u>	<u>85,573</u>	65歳以上	<u>25,370</u>	<u>3,411</u>	<u>2,719</u>	<u>2,394</u>	<u>1,741</u>	<u>3,365</u>	<u>39,000</u>		計	<u>98,070</u>	<u>11,895</u>	<u>9,554</u>	<u>8,324</u>	<u>5,458</u>	<u>9,987</u>	<u>143,288</u>	構成比	15歳未満	<u>9.18%</u>	<u>1.07%</u>	<u>0.85%</u>	<u>0.77%</u>	<u>0.43%</u>	<u>0.77%</u>	<u>13.06%</u>	15歳～64歳	<u>41.56%</u>	<u>4.85%</u>	<u>3.92%</u>	<u>3.37%</u>	<u>2.16%</u>	<u>3.85%</u>	<u>59.72%</u>	65歳以上	<u>17.71%</u>	<u>2.38%</u>	<u>1.90%</u>	<u>1.67%</u>	<u>1.22%</u>	<u>2.35%</u>	<u>27.22%</u>	<p>修正理由等 (修正案頁)</p> <p>○時点修正 (P. 9)</p> <p>○時点修正 (P. 10)</p>
地域別	人口	男	女	割合 (%)																																																																																																																																																																																																																				
鶴岡地域	<u>88,277</u>	<u>42,129</u>	<u>46,148</u>	<u>71.68%</u>																																																																																																																																																																																																																				
藤島地域	<u>9,665</u>	<u>4,605</u>	<u>5,060</u>	<u>7.85%</u>																																																																																																																																																																																																																				
羽黒地域	<u>7,810</u>	<u>3,814</u>	<u>3,996</u>	<u>6.34%</u>																																																																																																																																																																																																																				
櫛引地域	<u>6,917</u>	<u>3,317</u>	<u>3,600</u>	<u>5.62%</u>																																																																																																																																																																																																																				
朝日地域	<u>3,745</u>	<u>1,811</u>	<u>1,934</u>	<u>3.04%</u>																																																																																																																																																																																																																				
温海地域	<u>6,732</u>	<u>3,214</u>	<u>3,518</u>	<u>5.47%</u>																																																																																																																																																																																																																				
計	<u>123,146</u>	<u>58,890</u>	<u>64,256</u>	<u>100.00%</u>																																																																																																																																																																																																																				
	鶴岡地域	藤島地域	羽黒地域	櫛引地域	朝日地域	温海地域	合計																																																																																																																																																																																																																	
人口	15歳未満	<u>10,000</u>	<u>987</u>	<u>845</u>	<u>790</u>	<u>322</u>	<u>478</u>	<u>13,422</u>																																																																																																																																																																																																																
	15歳～64歳	<u>48,643</u>	<u>4,942</u>	<u>4,059</u>	<u>3,554</u>	<u>1,752</u>	<u>3,052</u>	<u>66,002</u>																																																																																																																																																																																																																
	65歳以上	<u>29,634</u>	<u>3,736</u>	<u>2,906</u>	<u>2,573</u>	<u>1,671</u>	<u>3,202</u>	<u>43,722</u>																																																																																																																																																																																																																
	計	<u>88,277</u>	<u>9,665</u>	<u>7,810</u>	<u>6,917</u>	<u>3,745</u>	<u>6,732</u>	<u>123,146</u>																																																																																																																																																																																																																
構成比	15歳未満	<u>11.33%</u>	<u>10.21%</u>	<u>10.82%</u>	<u>11.42%</u>	<u>8.60%</u>	<u>7.10%</u>	<u>10.90%</u>																																																																																																																																																																																																																
	15歳～64歳	<u>55.10%</u>	<u>51.13%</u>	<u>51.97%</u>	<u>51.38%</u>	<u>46.78%</u>	<u>45.34%</u>	<u>53.60%</u>																																																																																																																																																																																																																
	65歳以上	<u>33.57%</u>	<u>38.65%</u>	<u>37.21%</u>	<u>37.20%</u>	<u>44.62%</u>	<u>47.56%</u>	<u>35.50%</u>																																																																																																																																																																																																																
地域別	人口	男	女	割合 (%)																																																																																																																																																																																																																				
鶴岡地域	<u>98,070</u>	<u>46,902</u>	<u>51,168</u>	<u>68.44%</u>																																																																																																																																																																																																																				
藤島地域	<u>11,895</u>	<u>5,677</u>	<u>6,218</u>	<u>8.30%</u>																																																																																																																																																																																																																				
羽黒地域	<u>9,554</u>	<u>4,595</u>	<u>4,959</u>	<u>6.67%</u>																																																																																																																																																																																																																				
櫛引地域	<u>8,324</u>	<u>4,013</u>	<u>4,311</u>	<u>5.81%</u>																																																																																																																																																																																																																				
朝日地域	<u>5,458</u>	<u>2,620</u>	<u>2,838</u>	<u>3.81%</u>																																																																																																																																																																																																																				
温海地域	<u>9,987</u>	<u>4,723</u>	<u>5,264</u>	<u>6.97%</u>																																																																																																																																																																																																																				
計	<u>143,288</u>	<u>68,530</u>	<u>74,758</u>	<u>100.00%</u>																																																																																																																																																																																																																				
	鶴岡地域	藤島地域	羽黒地域	櫛引地域	朝日地域	温海地域	合計																																																																																																																																																																																																																	
人口	15歳未満	<u>13,148</u>	<u>1,533</u>	<u>1,214</u>	<u>1,102</u>	<u>619</u>	<u>1,099</u>	<u>18,715</u>																																																																																																																																																																																																																
	15歳～64歳	<u>59,552</u>	<u>6,951</u>	<u>5,621</u>	<u>4,828</u>	<u>3,098</u>	<u>5,523</u>	<u>85,573</u>																																																																																																																																																																																																																
	65歳以上	<u>25,370</u>	<u>3,411</u>	<u>2,719</u>	<u>2,394</u>	<u>1,741</u>	<u>3,365</u>	<u>39,000</u>																																																																																																																																																																																																																
	計	<u>98,070</u>	<u>11,895</u>	<u>9,554</u>	<u>8,324</u>	<u>5,458</u>	<u>9,987</u>	<u>143,288</u>																																																																																																																																																																																																																
構成比	15歳未満	<u>9.18%</u>	<u>1.07%</u>	<u>0.85%</u>	<u>0.77%</u>	<u>0.43%</u>	<u>0.77%</u>	<u>13.06%</u>																																																																																																																																																																																																																
	15歳～64歳	<u>41.56%</u>	<u>4.85%</u>	<u>3.92%</u>	<u>3.37%</u>	<u>2.16%</u>	<u>3.85%</u>	<u>59.72%</u>																																																																																																																																																																																																																
	65歳以上	<u>17.71%</u>	<u>2.38%</u>	<u>1.90%</u>	<u>1.67%</u>	<u>1.22%</u>	<u>2.35%</u>	<u>27.22%</u>																																																																																																																																																																																																																

鶴岡市国民保護計画新旧対照表

修正案 (R4.2修正)	現行計画 (H19.2作成)	修正理由等 (修正案頁)																																																																																																																			
<p>第1編第4章4道路の位置等 (10頁)</p> <p>市の道路実延長は、<u>2,061.6</u>kmであり、うち、国直轄国道は<u>108.6</u>km (構成比<u>5.2</u>%)、県管理国道<u>85.7</u>km (同<u>4.2</u>%)、県道<u>308.9</u>km (同<u>15.0</u>%)、市道<u>1,523.6</u>km (同<u>73.9</u>%)となっている (令和3年4月1日現在調べ)。(表4)</p> <p>(略) 朝日地域から新潟県<u>村上市 (旧朝日村)</u>を経由する一般県道鶴岡・村上線がある。(略)</p> <p>高速交通路については、武力攻撃事態等における避難路に限らず、防災上の観点からも重要であるが、市内の高速道路網は、上記東北横断自動車道酒田線は整備されて<u>おり、平成24年3月には、日本海沿岸東北自動車道 (日本海東北自動車道) のあつみ温泉ICから鶴岡JCT間が開通した。</u></p> <p>(削除) 高速交通網の整備が遅れている地域では、武力攻撃事態等における避難路として、既存道路網を有効に活用する体制や仕組みに留意する必要がある。</p> <p>表4 道路の現況(道路台帳) (11頁)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>道路種別</th> <th>道路管理</th> <th>道路延長 (km)</th> <th>構成比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山形自動車道</td> <td>NEXCO東日本鶴岡管理事務所</td> <td>26.4</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>日本海東北自動車道</td> <td>NEXCO東日本鶴岡管理事務所</td> <td>8.4</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td colspan="2">自動車道計</td> <td>34.8</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>日本海沿岸東北自動車道</td> <td>酒田河川国道事務所 鶴岡国道維持出張所</td> <td>24.8</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>国道7号</td> <td>酒田河川国道事務所 鶴岡国道維持出張所</td> <td>42.5</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>国道112号</td> <td>酒田河川国道事務所 鶴岡国道維持出張所</td> <td>8.1</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>酒田河川国道事務所 月山国道維持出張所</td> <td>33.2</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td colspan="2">国直轄国道計</td> <td>108.6</td> <td>5.2</td> </tr> <tr> <td>県管理国道</td> <td>国道112号 国道345号</td> <td>85.7</td> <td>4.2</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>山形県庄内総合支庁</td> <td>308.9</td> <td>15.0</td> </tr> <tr> <td>市道</td> <td>鶴岡市</td> <td>1523.6</td> <td>73.9</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>2061.6</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>令和3年4月1日現在</p>	道路種別	道路管理	道路延長 (km)	構成比 (%)	山形自動車道	NEXCO東日本鶴岡管理事務所	26.4	1.3	日本海東北自動車道	NEXCO東日本鶴岡管理事務所	8.4	0.4	自動車道計		34.8	1.7	日本海沿岸東北自動車道	酒田河川国道事務所 鶴岡国道維持出張所	24.8	1.2	国道7号	酒田河川国道事務所 鶴岡国道維持出張所	42.5	2.0	国道112号	酒田河川国道事務所 鶴岡国道維持出張所	8.1	0.4		酒田河川国道事務所 月山国道維持出張所	33.2	1.6	国直轄国道計		108.6	5.2	県管理国道	国道112号 国道345号	85.7	4.2	県道	山形県庄内総合支庁	308.9	15.0	市道	鶴岡市	1523.6	73.9	合 計		2061.6		<p>第1編第4章4道路の位置等</p> <p>市の道路実延長は、<u>1,957.447</u>kmであり、うち、国直轄国道は<u>84.155</u>km (構成比<u>4</u>%)、県管理国道<u>85.699</u>km (同<u>4</u>%)、県道<u>307.884</u>km (同<u>16</u>%)、市道<u>1,479.709</u>km (同<u>76</u>%)となっている (平成18年4月1日現在調べ)。(表4)</p> <p>(略) 朝日地域から新潟県<u>朝日村</u>を経由する一般県道鶴岡・村上線がある。(略)</p> <p>高速交通路については、武力攻撃事態等における避難路に限らず、防災上の観点からも重要であるが、市内の高速道路網は、上記東北横断自動車道酒田線は整備されているものの、<u>日本海沿岸東北自動車道については、整備中もしくは計画中の区間が大半を占めている。</u></p> <p><u>このことから、</u>高速交通網の整備が遅れている地域では、武力攻撃事態等における避難路として、既存道路網を有効に活用する体制や仕組みに留意する必要がある。</p> <p>表4 道路の現況(道路台帳)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="7">道路実延長 (km)</th> </tr> <tr> <th>鶴岡地域</th> <th>藤島地域</th> <th>羽黒地域</th> <th>櫛引地域</th> <th>朝日地域</th> <th>温海地域</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道7号</td> <td>27.588</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>15.883</td> <td>43.471</td> </tr> <tr> <td>国道112号</td> <td>7.539</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>6.647</td> <td>26.498</td> <td>0.000</td> <td>40.684</td> </tr> <tr> <td>県管理国道</td> <td>30.779</td> <td>7.999</td> <td>1.664</td> <td>0.000</td> <td>14.326</td> <td>30.931</td> <td>85.699</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>97.455</td> <td>43.390</td> <td>43.662</td> <td>31.988</td> <td>48.508</td> <td>42.881</td> <td>307.884</td> </tr> <tr> <td>市道</td> <td>665.640</td> <td>169.980</td> <td>200.119</td> <td>140.794</td> <td>187.256</td> <td>125.840</td> <td>1,479.709</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>829.001</td> <td>221.369</td> <td>245.445</td> <td>179.429</td> <td>276.588</td> <td>215.535</td> <td>1,957.447</td> </tr> </tbody> </table>		道路実延長 (km)							鶴岡地域	藤島地域	羽黒地域	櫛引地域	朝日地域	温海地域	計	国道7号	27.588	0.000	0.000	0.000	0.000	15.883	43.471	国道112号	7.539	0.000	0.000	6.647	26.498	0.000	40.684	県管理国道	30.779	7.999	1.664	0.000	14.326	30.931	85.699	県道	97.455	43.390	43.662	31.988	48.508	42.881	307.884	市道	665.640	169.980	200.119	140.794	187.256	125.840	1,479.709	合計	829.001	221.369	245.445	179.429	276.588	215.535	1,957.447	<p>○時点修正 (P.10)</p> <p>○市町村合併による (P.10)</p> <p>○鶴岡市地域防災計画と整合 (P.11)</p>
道路種別	道路管理	道路延長 (km)	構成比 (%)																																																																																																																		
山形自動車道	NEXCO東日本鶴岡管理事務所	26.4	1.3																																																																																																																		
日本海東北自動車道	NEXCO東日本鶴岡管理事務所	8.4	0.4																																																																																																																		
自動車道計		34.8	1.7																																																																																																																		
日本海沿岸東北自動車道	酒田河川国道事務所 鶴岡国道維持出張所	24.8	1.2																																																																																																																		
国道7号	酒田河川国道事務所 鶴岡国道維持出張所	42.5	2.0																																																																																																																		
国道112号	酒田河川国道事務所 鶴岡国道維持出張所	8.1	0.4																																																																																																																		
	酒田河川国道事務所 月山国道維持出張所	33.2	1.6																																																																																																																		
国直轄国道計		108.6	5.2																																																																																																																		
県管理国道	国道112号 国道345号	85.7	4.2																																																																																																																		
県道	山形県庄内総合支庁	308.9	15.0																																																																																																																		
市道	鶴岡市	1523.6	73.9																																																																																																																		
合 計		2061.6																																																																																																																			
	道路実延長 (km)																																																																																																																				
	鶴岡地域	藤島地域	羽黒地域	櫛引地域	朝日地域	温海地域	計																																																																																																														
国道7号	27.588	0.000	0.000	0.000	0.000	15.883	43.471																																																																																																														
国道112号	7.539	0.000	0.000	6.647	26.498	0.000	40.684																																																																																																														
県管理国道	30.779	7.999	1.664	0.000	14.326	30.931	85.699																																																																																																														
県道	97.455	43.390	43.662	31.988	48.508	42.881	307.884																																																																																																														
市道	665.640	169.980	200.119	140.794	187.256	125.840	1,479.709																																																																																																														
合計	829.001	221.369	245.445	179.429	276.588	215.535	1,957.447																																																																																																														

鶴岡市国民保護計画新旧対照表

修正案 (R4.2修正)	現行計画 (H19.2作成)	修正理由等 (修正案頁)																																										
<p>第1編第5章1 武力攻撃事態 (16頁) (2) NBC攻撃の場合の対応</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種別</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 核兵器等</td> <td>(略) <u>④ 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</u></td> </tr> <tr> <td>(以下略)</td> <td>(以下略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2編第1章第1 1市の各部課における平素の業務 (20頁)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">部名等</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>企画部</td> <td><u>・災害輸送・交通に係る機能確保に関すること</u> <u>・生活必需品や災害用物資の配送体制の整備に関すること</u></td> </tr> <tr> <td>市民部</td> <td>(略) ・安否情報に係る収集体制の整備に関すること ・<u>廃棄物処理に係る体制整備に関すること</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>上下水道部</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2編第1章第1 2市職員の参集基準等 (21頁) (2) 24時間即応体制の実施 市は、武力攻撃等の事態に速やかに対応するため、24時間体制を実施する。</p>	種別	対応	1 核兵器等	(略) <u>④ 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</u>	(以下略)	(以下略)	部名等	業務内容	(略)	(略)	企画部	<u>・災害輸送・交通に係る機能確保に関すること</u> <u>・生活必需品や災害用物資の配送体制の整備に関すること</u>	市民部	(略) ・安否情報に係る収集体制の整備に関すること ・ <u>廃棄物処理に係る体制整備に関すること</u>	(略)	(略)	削除	削除	(略)	(略)	上下水道部	(略)	<p>第1編第5章1 武力攻撃事態 (2) NBC攻撃の場合の対応</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種別</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 核兵器等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(以下略)</td> <td>(以下略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2編第1章第1 1市の各部課における平素の業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">部名等</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市民部</td> <td>(略) ・安否情報に係る収集体制の整備に関すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>環境部</td> <td><u>・廃棄物処理に係る体制整備に関すること</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水道部</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2編第1章第1 2市職員の参集基準等 (2) 24時間即応体制の確立 市は、武力攻撃等が発生した場合において、<u>事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防本部との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保</u>する。</p>	種別	対応	1 核兵器等	(略)	(以下略)	(以下略)	部名等	業務内容	(略)	(略)	市民部	(略) ・安否情報に係る収集体制の整備に関すること	(略)	(略)	環境部	<u>・廃棄物処理に係る体制整備に関すること</u>	(略)	(略)	水道部	(略)	<p>○「国民の保護に関する基本方針」以下「国指針」という。）及び山形県国民保護計画の変更を踏まえ、追加するもの (P. 16)</p> <p>○組織改編 (P. 20)</p> <p>○国指針及び山形県国民保護計画の変更を踏まえ、追加するもの (P. 21)</p>
種別	対応																																											
1 核兵器等	(略) <u>④ 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</u>																																											
(以下略)	(以下略)																																											
部名等	業務内容																																											
(略)	(略)																																											
企画部	<u>・災害輸送・交通に係る機能確保に関すること</u> <u>・生活必需品や災害用物資の配送体制の整備に関すること</u>																																											
市民部	(略) ・安否情報に係る収集体制の整備に関すること ・ <u>廃棄物処理に係る体制整備に関すること</u>																																											
(略)	(略)																																											
削除	削除																																											
(略)	(略)																																											
上下水道部	(略)																																											
種別	対応																																											
1 核兵器等	(略)																																											
(以下略)	(以下略)																																											
部名等	業務内容																																											
(略)	(略)																																											
市民部	(略) ・安否情報に係る収集体制の整備に関すること																																											
(略)	(略)																																											
環境部	<u>・廃棄物処理に係る体制整備に関すること</u>																																											
(略)	(略)																																											
水道部	(略)																																											

鶴岡市国民保護計画新旧対照表

修 正 案 (R4.2修正)	現 行 計 画 (H19.2作成)	修正理由等 (修正案頁)																
<p>(3) 市の体制及び職員の参集基準等 市は、<u>武力攻撃等の事態に適切に対応するため、次のとおり体制及び参集基準を定める。</u></p> <p>【職員参集基準】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">体制</th> <th style="width: 80%;">参集基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①担当課体制</td> <td><u>防災安全課</u>の担当職員が参集</td> </tr> <tr> <td>②緊急事態連絡室体制</td> <td>原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断</td> </tr> <tr> <td>③市国民保護対策本部体制</td> <td>全ての市職員が本所又は各庁舎に参集</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 幹部職員等への連絡手段の確保 市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時携帯電話等の携行に努め、電話・メール等による連絡手段を確保する。</p> <p>第2編第1章第3 1 非常通信体制の整備 (27頁) (略) <u>また、国からの迅速な情報通信の確保のため、緊急情報ネットワークシステム (Em-net) 及び全国瞬時警報システム (J-ALERT) を活用する。</u> (略)</p>	体制	参集基準	①担当課体制	<u>防災安全課</u> の担当職員が参集	②緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断	③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本所又は各庁舎に参集	<p>(3) 市の体制及び職員の参集基準等 市は、<u>事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。</u></p> <p>【職員参集基準】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">体制</th> <th style="width: 80%;">参集基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①担当課体制</td> <td><u>市民生活課危機管理室</u>の担当職員が参集</td> </tr> <tr> <td>②緊急事態連絡室体制</td> <td>原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断</td> </tr> <tr> <td>③市国民保護対策本部体制</td> <td>全ての市職員が本所又は各庁舎に参集</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 幹部職員等への連絡手段の確保 市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、<u>参集時の連絡手段として、</u>携帯電話等の携行に努め、電話・メール等による連絡手段を確保する。</p> <p>第2編第1章第3 1 非常通信体制の整備 (略) 追加 (略)</p>	体制	参集基準	①担当課体制	<u>市民生活課危機管理室</u> の担当職員が参集	②緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断	③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本所又は各庁舎に参集	<p>○組織改編 (P. 22)</p> <p>○山形県国民保護計画の変更を踏まえ、削除するもの (P. 22)</p> <p>○国指針及び山形県国民保護計画の変更を踏まえ、追加するもの (P. 27)</p>
体制	参集基準																	
①担当課体制	<u>防災安全課</u> の担当職員が参集																	
②緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断																	
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本所又は各庁舎に参集																	
体制	参集基準																	
①担当課体制	<u>市民生活課危機管理室</u> の担当職員が参集																	
②緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断																	
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本所又は各庁舎に参集																	

鶴岡市国民保護計画新旧対照表

修正案 (R4.2修正)	現行計画 (H19.2作成)	修正理由等 (修正案頁)
<p>第2編第1章第4 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 (29頁)</p> <p>(1) 安否情報の種類及び報告様式 市は、避難住民及び武力攻撃により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、<u>原則として</u>、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）<u>第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて</u>県に報告する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <p>① 氏名</p> <p>② <u>フリガナ</u></p> <p>③ 出生の年月日</p> <p>④ 男女の別</p> <p>⑤ <u>住所（郵便番号を含む。）</u></p> <p>⑥ 国籍</p> <p>⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（略）</p> <p>⑧ <u>負傷（疾病）の該当</u></p> <p>⑨ 負傷又は疾病の状況</p> <p>⑩ <u>現在の居所</u></p> <p>⑪ <u>連絡先その他必要情報</u></p> <p>⑫ <u>親族・同居者から照会への回答希望</u></p> <p>⑬ <u>知人からの照会への回答の希望</u></p> <p>⑭ <u>親族・同居者・知人以外の者からの照会への回答又は公表への同意</u></p> <p>2 死亡した住民（上記①～⑦に加えて）</p> <p>⑮ 死亡の日時、場所及び状況</p> <p>⑯ <u>遺体が安置されている場所</u></p> <p>⑰ <u>連絡先その他必要情報</u></p> <p>⑱ <u>親族・同居者・知人以外の者からの照会への回答の同意</u></p> </div>	<p>第2編第1章第4 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) 安否情報の種類及び報告様式 市は、避難住民及び武力攻撃により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）<u>第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により</u>、県に報告する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <p>① 氏名</p> <p>② 出生の年月日</p> <p>③ 男女の別</p> <p>④ 住所</p> <p>⑤ <u>国籍（日本国籍を有しない者に限る。）</u></p> <p>⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（略）</p> <p>⑦ <u>居所</u></p> <p>⑧ 負傷又は疾病の状況</p> <p>⑨ <u>⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</u></p> <p>2 死亡した住民（上記①～⑥に加えて）</p> <p>① 死亡の日時、場所及び状況</p> <p>② <u>死体の所在</u></p> </div>	<p>○国指針及び山形県国民保護計画の変更を踏まえ、追加するもの (P. 29)</p>

鶴岡市国民保護計画新旧対照表

修正案 (R4.2修正)	現行計画 (H19.2作成)	修正理由等 (修正案頁)
<p>第2編第1章第5 2 訓練 (31頁)</p> <p>(1)市における訓練の実施</p> <p>市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、<u>県警察、酒田海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</u></p> <p>第2編第2章1 避難に関する基本的事項 (33頁)</p> <p>(1) 基礎的資料の準備</p> <p>⑩ <u>避難行動要支援者名簿</u></p> <p>第2編第2章1 避難に関する基本的事項 (34頁)</p> <p>(3) 高齢者・障害者等<u>避難行動要支援者</u>への配慮</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たって、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している<u>避難行動要支援者名簿</u>を活用しつつ、<u>避難行動要支援者</u>の避難対策を講じる。</p> <p>その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部課を中心とした横断的な<u>避難行動要支援者</u>支援体制が迅速に取れるよう職員の配置に留意する。</p> <p><u>※ 避難行動要支援者名簿について</u> <u>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である</u> <u>(「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月)参照)。</u></p>	<p>第2編第1章第5 2 訓練</p> <p>(1)市における訓練の実施</p> <p>市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。</p> <p>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、<u>県警察、酒田海上保安部、自衛隊等との連携を図る。</u></p> <p>第2編第2章1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1) 基礎的資料の準備</p> <p>⑩ <u>災害時要援護者の避難支援プラン</u></p> <p>第2編第2章1 避難に関する基本的事項</p> <p>(3) 高齢者・障害者等<u>災害時要援護者</u>への配慮</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たって、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している<u>避難支援プラン</u>を活用しつつ、<u>災害時要援護者</u>の避難対策を講じる。</p> <p>その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部課を中心とした横断的な<u>災害時要援護者</u>支援体制が迅速に取れるよう職員の配置に留意する。</p> <p style="text-align: right;"><u>追加</u></p>	<p>○国指針及び山形県国民保護計画の変更を踏まえ、追加するもの (P. 31-32)</p> <p>○災害対策基本法の改正によるもの (P. 33)</p> <p>○災害対策基本法の改正によるもの (P. 34)</p> <p>○災害対策基本法の改正によるもの (P. 34)</p>

鶴岡市国民保護計画新旧対照表

修 正 案 (R4.2修正)	現 行 計 画 (H19.2作成)	修正理由等 (修正案頁)
<p><u>(2) 国、県その他関係機関との連携</u></p> <p><u>市は、国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄・整備について、国・県その他関係機関と連携する。なお、国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材は、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>削除</u></p> <p><u>3 市における物資及び資材の備蓄・整備</u></p> <p><u>市は、県と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。</u></p>	<p><u>(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材</u> <u>(追加) 国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材は、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。</u></p> <p><u>(3) 県との連携</u></p> <p><u>市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>追加</u></p>	<p>○国指針及び山形県国民保護計画の変更を踏まえ、追加するもの (P. 37)</p> <p style="text-align: center;">(P. 38)</p>

鶴岡市国民保護計画新旧対照表

修正案 (R4.2修正)	現行計画 (H19.2作成)	修正理由等 (修正案頁)
<p>第3編第1章1 事前認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置 (41頁)</p> <p>(1)緊急事態連絡室の設置</p> <p>①市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。「緊急事態連絡室」は、市対策本部員のうち、国民保護担当部課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。</p> <p>【市緊急事態連絡室の構成等】</p> <p>※ 住民から通報、県から連絡その他の情報により、市職員が該当事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員に報告するものとする。 消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。</p> <p>②「緊急事態連絡室」は消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。 この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。</p>	<p>第3編第1章1 事前認定前における緊急事態連絡室 <u>(仮称)</u>の設置及び初動措置</p> <p>(1)緊急事態連絡室 <u>(仮称)</u> の設置</p> <p>①市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室 <u>(仮称)</u>」を設置する。「緊急事態連絡室 <u>(仮称)</u>」は、市対策本部員のうち、国民保護担当部課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。</p> <p>【市緊急事態連絡室の構成等】</p> <p>※ 住民から通報、県から連絡その他の情報により、市職員が該当事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員に報告するものとする。 消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。</p> <p>②「緊急事態連絡室 <u>(仮称)</u>」は消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室 <u>(仮称)</u> を設置した旨について、県に連絡を行う。 この場合、緊急事態連絡室 <u>(仮称)</u> は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。</p>	<p>○名称変更 (P. 41)</p> <p>○組織改編 (P. 41)</p> <p>○名称変更 (P. 41)</p>

鶴岡市国民保護計画新旧対照表

修 正 案 (R4.2修正)	現 行 計 画 (H19.2作成)	修正理由等 (修正案頁)
<p>(2) 初動措置の確保</p> <p>市は、「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。(略)</p> <p>(4) 対策本部への移行に要する調整</p> <p>「緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」は廃止する。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>第3編第1章2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応 (42頁)</p> <p>市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課室体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。</p>	<p>(2) 初動措置の確保</p> <p>市は、「緊急事態連絡室 <u>(仮称)</u>」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。(略)</p> <p>(4) 対策本部への移行に要する調整</p> <p>「緊急事態連絡室 <u>(仮称)</u>」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室 <u>(仮称)</u>」は廃止する。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>第3編第1章2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応</p> <p>市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課室体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室 <u>(仮称)</u> を設置して、即応体制の強化を図る。</p>	<p>○名称変更 (P. 41)</p> <p>○名称変更 (P. 42)</p> <p>○名称変更 (P. 42)</p>

鶴岡市国民保護計画新旧対照表

修 正 案 (R4.2修正)	現 行 計 画 (H19.2作成)	修正理由等 (修正案頁)
<p>第3編第2章1 市対策本部の設置 (44頁)</p> <p>(3) 市対策本部の組織構成及び機能 【市対策本部の組織及び機能】</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">市対策本部の組織及び機能</div>	<p>第3編第2章1 市対策本部の設置</p> <p>(3) 市対策本部の組織構成及び機能 【市対策本部の組織及び機能】</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">市対策本部の組織及び機能</div>	<p>○組織改編 (P. 44)</p>

鶴岡市国民保護計画新旧対照表

修正案 (R4.2修正)	現行計画 (H19.2作成)	修正理由等 (修正案頁)																																
<p>【市の各部課室における武力攻撃事態における業務】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">部局名</td> <td style="width: 90%;">武力攻撃事態における業務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>企画部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>災害輸送・交通に関すること</u> ・ <u>生活必需品や災害用物資に関すること</u> </td> </tr> <tr> <td>市民部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市国民保護対策本部に関すること ・ 避難実施要領の策定に関すること ・ 特殊標章の交付に関すること ・ <u>廃棄物処理に関すること</u> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>上下水道部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第3編第3章1 国・県の対策本部との連携 (49頁) (2)国・県の現地対策本部との協議 市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密に連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。 <u>また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。</u></p> <p>第3編第4章1 2 警報の内容の伝達方法 (53頁) (1) 警報の内容は、<u>緊急情報ネットワークシステム (Em-net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等</u>を活用し、<u>地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。</u> (2) (略) この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や<u>避難行動要支援者</u>等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮するものとする。</p>	部局名	武力攻撃事態における業務	(略)	(略)	企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>災害輸送・交通に関すること</u> ・ <u>生活必需品や災害用物資に関すること</u> 	市民部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市国民保護対策本部に関すること ・ 避難実施要領の策定に関すること ・ 特殊標章の交付に関すること ・ <u>廃棄物処理に関すること</u> 	(略)	(略)	削除	削除	(略)	(略)	上下水道部	(略)	(略)	(略)	<p>【市の各部課室における武力攻撃事態における業務】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">部局名</td> <td style="width: 90%;">武力攻撃事態における業務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市民部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市国民保護対策本部に関すること ・ 避難実施要領の策定に関すること ・ 特殊標章の交付に関すること </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>環境部</td> <td>・ <u>廃棄物処理に関すること</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水道部</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第3編第3章1 国・県の対策本部との連携 (2)国・県の現地対策本部との協議 市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密に連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。 <u>(追記)</u></p> <p>第3編第4章1 2 警報の内容の伝達方法 (1) 警報の内容の<u>伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</u> (2) (略) この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や<u>災害時要援護者</u>等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮するものとする。</p>	部局名	武力攻撃事態における業務	(略)	(略)	市民部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市国民保護対策本部に関すること ・ 避難実施要領の策定に関すること ・ 特殊標章の交付に関すること 	(略)	(略)	環境部	・ <u>廃棄物処理に関すること</u>	(略)	(略)	水道部	(略)	<p>○組織改編 (P. 45)</p> <p>○国指針及び山形県国民保護計画の変更を踏まえ、追加するもの (P. 49)</p> <p>○山形県国民保護計画の変更を踏まえ、追加するもの (P. 53)</p> <p>○災害対策基本法の改正によるもの (P. 54)</p>
部局名	武力攻撃事態における業務																																	
(略)	(略)																																	
企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>災害輸送・交通に関すること</u> ・ <u>生活必需品や災害用物資に関すること</u> 																																	
市民部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市国民保護対策本部に関すること ・ 避難実施要領の策定に関すること ・ 特殊標章の交付に関すること ・ <u>廃棄物処理に関すること</u> 																																	
(略)	(略)																																	
削除	削除																																	
(略)	(略)																																	
上下水道部	(略)																																	
(略)	(略)																																	
部局名	武力攻撃事態における業務																																	
(略)	(略)																																	
市民部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市国民保護対策本部に関すること ・ 避難実施要領の策定に関すること ・ 特殊標章の交付に関すること 																																	
(略)	(略)																																	
環境部	・ <u>廃棄物処理に関すること</u>																																	
(略)	(略)																																	
水道部	(略)																																	

鶴岡市国民保護計画新旧対照表

修 正 案 (R4.2修正)	現 行 計 画 (H19.2作成)	修正理由等 (修正案頁)
<p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>避難行動要支援者</u>については、防災・福祉部局との連携の下で<u>避難行動要支援者名簿</u>を活用するなど、<u>避難行動要支援者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p>(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他は警報の発令の場合と同様とする。) <u>※全国瞬時警報システム(J-ALERT)によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</u></p> <p>第3編第4章第2 2 避難実施要領の策定 (56頁)</p> <p>(2) 避難実施要領の項目</p> <p>⑤ 集合に当たっての留意事項 集合後の町内会や近隣住民間での安否確認、<u>要配慮者</u>への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。</p> <p>⑦ 市職員、消防職員、及び消防団員の配置等 避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行われるよう、関係市職員、消防職員及び消防団員の配置並びに担当業務、連絡先等を記載する。</p> <p>(3) 避難実施要領の策定における考慮事項</p> <p>⑥ <u>要支援者</u>の避難方法の決定 (<u>避難行動要支援者名簿</u>、<u>避難行動要支援者</u>支援班の設置)</p>	<p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、<u>災害時要援護者</u>については、防災・福祉部局との連携の下で<u>避難支援プラン</u>を活用するなど、<u>災害時要援護者</u>に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p>(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他は警報の発令の場合と同様とする。) <u>(追加)</u></p> <p>第3編第4章第2 2 避難実施要領の策定</p> <p>(2) 避難実施要領の項目</p> <p>⑤ 集合に当たっての留意事項 集合後の町内会や近隣住民間での安否確認、<u>要避難援護者</u>への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。</p> <p>⑦ 市職員、消防職員、及び消防団員の配置等 避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行われるよう、関係市職員、消防職員及び消防団員の配置並びに担当業務<u>を明示するとともに、その</u>連絡先等を記載する。</p> <p>(3) 避難実施要領の策定における考慮事項</p> <p>⑥ <u>要援護者</u>の避難方法の決定 (<u>避難支援プラン</u>、<u>災害時要援護者</u>支援班の設置)</p>	<p>○災害対策基本法の改正によるもの (P.54)</p> <p>○国指針及び山形県国民保護計画の変更を踏まえ、追加するもの (P.54)</p> <p>○国指針及び山形県国民保護計画の変更を踏まえ、追加するもの (P.56-57)</p>

鶴岡市国民保護計画新旧対照表

修正案 (R4.2修正)	現行計画 (H19.2作成)	修正理由等 (修正案頁)
<p style="text-align: center;">第3編第4章第2 3 避難住民の誘導 (58頁)</p> <p>(2)消防機関の活動</p> <p>消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、<u>避難行動要支援者</u>の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>避難行動要支援者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>(6)高齢者、障害者等への配慮</p> <p>市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、<u>避難行動要支援者</u>支援体制を確立し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、<u>避難行動要支援者</u>への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。</p> <p><u>(7)大規模集客施設における避難</u> 市は、<u>大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。</u></p> <p>(8)残留者への対応</p> <p>(9)避難所等における安全確保等</p> <p>(10)動物の保護等に関する配慮</p> <p>(11)通行禁止措置の周知</p> <p>(12)県に対する要請等</p>	<p style="text-align: center;">第3編第4章第2 3 避難住民の誘導</p> <p>(2)消防機関の活動</p> <p>消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、<u>自力歩行困難な災害時要援護者</u>の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、<u>災害時要援護者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>(6)高齢者、障害者等への配慮</p> <p>市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、<u>災害時要援護者</u>支援体制を確立し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、<u>災害時要援護者</u>への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(追加)</u></p> <p>(7)残留者への対応</p> <p>(8)避難所等における安全確保等</p> <p>(9)動物の保護等に関する配慮</p> <p>(10)通行禁止措置の周知</p> <p>(11)県に対する要請等</p>	<p>○災害対策基本法の改正によるもの (P. 58-59)</p> <p>○国指針及び山形県国民保護計画の変更を踏まえ、追加するもの (P. 59-61)</p>

鶴岡市国民保護計画新旧対照表

修正案 (R4.2修正)	現行計画 (H19.2作成)	修正理由等 (修正案頁)
<p><u>(13)避難住民の運送の求め等</u></p> <p><u>(14)避難住民の復帰のための</u></p> <p>第3編第4章第2 3 避難住民の誘導 (61頁) 弾道ミサイル攻撃の場合</p> <p><u>※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。</u></p> <p><u>このため、市は弾道ミサイルの発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</u></p> <p>第3編第5章1 救援の実施 (63頁) <u>(3) 着上陸侵攻への対応</u></p> <p><u>大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻に係る救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難である。したがって、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な研究・検討を進めていくこととする。</u></p>	<p><u>(12)避難住民の運送の求め等</u></p> <p><u>(13)避難住民の復帰のための</u></p> <p>第3編第4章第2 3 避難住民の誘導 弾道ミサイル攻撃の場合</p> <p style="text-align: right;"><u>(追加)</u></p> <p>第3編第5章1 救援の実施 <u>(追加)</u></p>	<p>○国指針及び山形県国民保護計画の変更を踏まえ、追加するもの (P. 61-62)</p> <p>○山形県国民保護計画の変更を踏まえ、追加するもの (P. 63)</p>

鶴岡市国民保護計画新旧対照表

修正案 (R4.2修正)	現行計画 (H19.2作成)	修正理由等 (修正案頁)
<p>第3編第5章3 救援の内容 (64頁)</p> <p>(1) 救援の基準等</p> <p>市長は、知事から事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>内閣総理大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p> <p>第3編第6章安否情報の収集・提供 (65頁)</p> <p>1 避難住民(負傷した住民も同様)</p> <p>① 氏名</p> <p>② <u>フリガナ</u></p> <p>③ 出生の年月日</p> <p>④ 男女の別</p> <p>⑤ <u>住所(郵便番号を含む。)</u></p> <p>⑥ 国籍</p> <p>⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報(略)</p> <p>⑧ <u>負傷(疾病)の該当</u></p> <p>⑨ 負傷又は疾病の状況</p> <p>⑩ <u>現在の居所</u></p> <p>⑪ <u>連絡先その他必要情報</u></p> <p>⑫ <u>親族・同居者から照会への回答希望</u></p> <p>⑬ <u>知人からの照会への回答の希望</u></p> <p>⑭ <u>親族・同居者・知人以外の者からの照会への回答又は公表への同意</u></p> <p>2 死亡した住民(上記①～⑦に加えて)</p> <p>⑮ 死亡の日時、場所及び状況</p> <p>⑯ <u>遺体が安置されている場所</u></p> <p>⑰ <u>連絡先その他必要情報</u></p> <p>⑱ <u>親族・同居者・知人以外の者からの照会への回答の同意</u></p>	<p>第3編第5章3 救援の内容</p> <p>(1) 救援の基準等</p> <p>市長は、知事から事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>厚生労働大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p> <p>第3編第6章安否情報の収集・提供</p> <p>1 避難住民(負傷した住民も同様)</p> <p>① 氏名</p> <p>② 出生の年月日</p> <p>③ 男女の別</p> <p>④ 住所</p> <p>⑤ <u>国籍(日本国籍を有しない者に限る。)</u></p> <p>⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報(略)</p> <p>⑦ <u>居所</u></p> <p>⑧ 負傷又は疾病の状況</p> <p>⑨ <u>⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</u></p> <p>2 死亡した住民(上記①～⑥に加えて)</p> <p>① 死亡の日時、場所及び状況</p> <p>② <u>死体の所在</u></p>	<p>○所管省庁の変更によるもの(P.64)</p> <p>○国指針及び山形県国民保護計画の変更を踏まえ、追加するもの(P.65)</p>

鶴岡市国民保護計画新旧対照表

修正案 (R4.2修正)	現行計画 (H19.2作成)	修正理由等 (修正案頁)
<p>第3編第6章安否情報の収集・提供 (65頁)</p> <p>1 安否情報システムの利用 <u>市は、安否情報の収集・提供を効率的に実施するため、消防庁が管理する安否情報システムを利用する。</u> <u>ただし、武力攻撃事態における災害により安否情報システムによることができない場合には、電子メール、FAXにより安否情報の報告を行い、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭、電話その他の方法を利用できるものとする。</u></p> <p>2 安否情報の収集 (略)</p> <p>3 県に対する報告 (略) 市は、県への報告に当たっては、原則として<u>安否情報システムを使用する。システムが利用できない場合には、</u>安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要な事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などで報告を行う。</p> <p>4 安否情報の照会に対する回答 (略)</p> <p>5 日本赤十字社に対する協力 (略) (略) 当該安否情報の提供に当たっても、4 (2)、(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。</p>	<p>第3編第6章安否情報の収集・提供 <u>(追加)</u></p> <p>1 安否情報の収集 (略)</p> <p>2 県に対する報告 (略) 市は、県への報告に当たっては、原則として<u>(追加)</u> 安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要な事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などで報告を行う。</p> <p>3 安否情報の照会に対する回答 (略)</p> <p>4 日本赤十字社に対する協力 (略) (略) 当該安否情報の提供に当たっても、3 (2)、(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。</p>	<p>○国指針及び山形県国民保護計画の変更を踏まえ、追加するもの (P. 65-67)</p>

鶴岡市国民保護計画新旧対照表

修正案 (R4.2修正)	現行計画 (H19.2作成)	修正理由等 (修正案頁)																				
<p>第3編第7章第4 1 NBC攻撃による災害への対処 (5) 市長及び関係消防組合の管理者若しくは長の権限 市長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる措置を講ずる。</p> <p>(表略)</p> <p>市長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる措置を講ずるときは、当該措置の名あて人(上記表中の占有者、管理者等)に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要のあるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に通知する。</p> <p>上記表中第5号及び第6号に掲げる措置を講ずるときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を提示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td>当該措置を講ずる旨</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td>当該措置を講ずる理由</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td>当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体(上記表中の第1号から第4号までに掲げる措置を講ずる場合にあつては、当該措置の対象となる建物又は場所)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td>当該措置を講ずる時期</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td>当該措置の内容</td></tr> </table>	1	当該措置を講ずる旨	2	当該措置を講ずる理由	3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体(上記表中の第1号から第4号までに掲げる措置を講ずる場合にあつては、当該措置の対象となる建物又は場所)	4	当該措置を講ずる時期	5	当該措置の内容	<p>第3編第7章第4 1 NBC攻撃による災害への対処 (5) 市長及び関係消防組合の管理者若しくは長の権限 市長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。</p> <p>(表略)</p> <p>市長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使ときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要のあるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人(上記表中の占有者、管理者等)に通知する。</p> <p>上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使ときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を提示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td>当該措置を講ずる旨</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td>当該措置を講ずる理由</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td>当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体(上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使する場合にあつては、当該措置の対象となる建物又は場所)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td>当該措置を講ずる時期</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td>当該措置の内容</td></tr> </table>	1	当該措置を講ずる旨	2	当該措置を講ずる理由	3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体(上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使する場合にあつては、当該措置の対象となる建物又は場所)	4	当該措置を講ずる時期	5	当該措置の内容	<p>○国指針及び山形県国民保護計画の変更を踏まえ、追加するもの (P.74)</p> <p>○国指針及び山形県国民保護計画の変更を踏まえ、追加するもの (P.75)</p>
1	当該措置を講ずる旨																					
2	当該措置を講ずる理由																					
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体(上記表中の第1号から第4号までに掲げる措置を講ずる場合にあつては、当該措置の対象となる建物又は場所)																					
4	当該措置を講ずる時期																					
5	当該措置の内容																					
1	当該措置を講ずる旨																					
2	当該措置を講ずる理由																					
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体(上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使する場合にあつては、当該措置の対象となる建物又は場所)																					
4	当該措置を講ずる時期																					
5	当該措置の内容																					

鶴岡市国民保護計画新旧対照表

修 正 案 (R4.2修正)	現 行 計 画 (H19.2作成)	修正理由等 (修正案頁)
<p>第3編第9章 2 廃棄物の処理 (79頁)</p> <p>(1)廃棄物処理対策</p> <p>① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」(<u>平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成</u>)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p> <p>第3編第10章 国民生活の安定に関する措置 (79頁)</p> <p>市は、武力攻撃事態等においては、<u>生活関連物資等が不足することも想定されるため、県と連携しつつ適切な措置を講じ、物価の安定を図ることから</u>、国民生活の安定に関する措置に必要な事項について定める。</p>	<p>第3編第9章 2 廃棄物の処理</p> <p>(1)廃棄物処理対策</p> <p>① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」(<u>平成10年厚生省生活衛生局作成</u>)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p> <p>第3編第10章 国民生活の安定に関する措置</p> <p>市は、武力攻撃事態等においては、<u>水の安定的な供給等を実施することから</u>、国民生活の安定に関する措置に必要な事項について定める。</p>	<p>○所管省庁の変更によるもの (P. 79)</p> <p>○定めているのは水の安定的な供給だけではなく、県の計画とほぼ同一の項目のため、県の記載内容に合わせる。 (P. 79)</p>

鶴岡市国民保護計画新旧対照表（用語集）

修正案（R4.2修正）	現行計画（H19.2作成）	修正理由等（修正案頁）																								
<p>1 法令等関係</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">用語</th> <th style="width: 85%;">意義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事態対処法</td> <td>武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律 (平成15年法律第79号) ※武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。</td> </tr> <tr> <td>事態対処法施行令</td> <td>武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律施行令 (平成15年政令第252号)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 機関等関係</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">用語</th> <th style="width: 85%;">意義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定行政機関</td> <td>次に掲げる機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。 ・内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成 11 年法律第 89 号)第 49 条第 1 項及び第 2 項に規程する機関並びに国家行政組織法(昭和 23 年法律第 120 号)第 3 条第 2 項に規定する機関 ・内閣府設置法第 37 条及び第 54 条並びに宮内庁法(昭和 22 年法律第 70 号)第 16 条第 1 項並びに国家行政組織法第 8 条に規定する機関 ・内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法第 16 条第 2 項並びに国家行政組織法第 8 条の 2 に規定する機関 ・内閣府設置法第 40 条及び第 56 条並びに国家行政組織法第 8 条の 3 に規定する機関 (事態対処法第 2 条第 5 号)</td> </tr> <tr> <td>指定地方行政機関</td> <td>指定行政機関の地方支分部局(内閣府設置法第 43 条及び第 57 条(宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。))並びに宮内庁法第 17 条第 1 項並びに国家行政組織法第 9 条の地方支分部局をいう。)その他の国の地方行政機関であって、事態対処法施行令で定めるもの。 (事態対処法第 2 条第 6 号)</td> </tr> </tbody> </table>	用語	意義	事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律 (平成15年法律第79号) ※武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。	事態対処法施行令	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律施行令 (平成15年政令第252号)	用語	意義	指定行政機関	次に掲げる機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。 ・内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成 11 年法律第 89 号)第 49 条第 1 項及び第 2 項に規程する機関並びに国家行政組織法(昭和 23 年法律第 120 号)第 3 条第 2 項に規定する機関 ・内閣府設置法第 37 条及び第 54 条並びに宮内庁法(昭和 22 年法律第 70 号)第 16 条第 1 項並びに国家行政組織法第 8 条に規定する機関 ・内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法第 16 条第 2 項並びに国家行政組織法第 8 条の 2 に規定する機関 ・内閣府設置法第 40 条及び第 56 条並びに国家行政組織法第 8 条の 3 に規定する機関 (事態対処法第 2 条第 5 号)	指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局(内閣府設置法第 43 条及び第 57 条(宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。))並びに宮内庁法第 17 条第 1 項並びに国家行政組織法第 9 条の地方支分部局をいう。)その他の国の地方行政機関であって、事態対処法施行令で定めるもの。 (事態対処法第 2 条第 6 号)	<p>1 法令等関係</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">用語</th> <th style="width: 85%;">意義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事態対処法</td> <td>武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律 (平成15年法律第79号) ※武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。</td> </tr> <tr> <td>事態対処法施行令</td> <td>武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律施行令 (平成15年政令第252号)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 機関等関係</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">用語</th> <th style="width: 85%;">意義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定行政機関</td> <td>次に掲げる機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。 ・内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成 11 年法律第 89 号)第 49 条第 1 項及び第 2 項に規程する機関並びに国家行政組織法(昭和 23 年法律第 120 号)第 3 条第 2 項に規定する機関 ・内閣府設置法第 37 条及び第 54 条並びに宮内庁法(昭和 22 年法律第 70 号)第 16 条第 1 項並びに国家行政組織法第 8 条に規定する機関 ・内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法第 16 条第 2 項並びに国家行政組織法第 8 条の 2 に規定する機関 ・内閣府設置法第 40 条及び第 56 条並びに国家行政組織法第 8 条の 3 に規定する機関 (事態対処法第 2 条第 4 号)</td> </tr> <tr> <td>指定地方行政機関</td> <td>指定行政機関の地方支分部局(内閣府設置法第 43 条及び第 57 条(宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。))並びに宮内庁法第 17 条第 1 項並びに国家行政組織法第 9 条の地方支分部局をいう。)その他の国の地方行政機関であって、事態対処法施行令で定めるもの。 (事態対処法第 2 条第 5 号)</td> </tr> </tbody> </table>	用語	意義	事態対処法	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律 (平成15年法律第79号) ※武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。	事態対処法施行令	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律施行令 (平成15年政令第252号)	用語	意義	指定行政機関	次に掲げる機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。 ・内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成 11 年法律第 89 号)第 49 条第 1 項及び第 2 項に規程する機関並びに国家行政組織法(昭和 23 年法律第 120 号)第 3 条第 2 項に規定する機関 ・内閣府設置法第 37 条及び第 54 条並びに宮内庁法(昭和 22 年法律第 70 号)第 16 条第 1 項並びに国家行政組織法第 8 条に規定する機関 ・内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法第 16 条第 2 項並びに国家行政組織法第 8 条の 2 に規定する機関 ・内閣府設置法第 40 条及び第 56 条並びに国家行政組織法第 8 条の 3 に規定する機関 (事態対処法第 2 条第 4 号)	指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局(内閣府設置法第 43 条及び第 57 条(宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。))並びに宮内庁法第 17 条第 1 項並びに国家行政組織法第 9 条の地方支分部局をいう。)その他の国の地方行政機関であって、事態対処法施行令で定めるもの。 (事態対処法第 2 条第 5 号)	<p>○法律名称の変更に伴うもの（P. 88）</p> <p>○法改正による条ずれの修正（P. 89）</p>
用語	意義																									
事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律 (平成15年法律第79号) ※武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。																									
事態対処法施行令	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律施行令 (平成15年政令第252号)																									
用語	意義																									
指定行政機関	次に掲げる機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。 ・内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成 11 年法律第 89 号)第 49 条第 1 項及び第 2 項に規程する機関並びに国家行政組織法(昭和 23 年法律第 120 号)第 3 条第 2 項に規定する機関 ・内閣府設置法第 37 条及び第 54 条並びに宮内庁法(昭和 22 年法律第 70 号)第 16 条第 1 項並びに国家行政組織法第 8 条に規定する機関 ・内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法第 16 条第 2 項並びに国家行政組織法第 8 条の 2 に規定する機関 ・内閣府設置法第 40 条及び第 56 条並びに国家行政組織法第 8 条の 3 に規定する機関 (事態対処法第 2 条第 5 号)																									
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局(内閣府設置法第 43 条及び第 57 条(宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。))並びに宮内庁法第 17 条第 1 項並びに国家行政組織法第 9 条の地方支分部局をいう。)その他の国の地方行政機関であって、事態対処法施行令で定めるもの。 (事態対処法第 2 条第 6 号)																									
用語	意義																									
事態対処法	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律 (平成15年法律第79号) ※武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。																									
事態対処法施行令	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律施行令 (平成15年政令第252号)																									
用語	意義																									
指定行政機関	次に掲げる機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。 ・内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成 11 年法律第 89 号)第 49 条第 1 項及び第 2 項に規程する機関並びに国家行政組織法(昭和 23 年法律第 120 号)第 3 条第 2 項に規定する機関 ・内閣府設置法第 37 条及び第 54 条並びに宮内庁法(昭和 22 年法律第 70 号)第 16 条第 1 項並びに国家行政組織法第 8 条に規定する機関 ・内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法第 16 条第 2 項並びに国家行政組織法第 8 条の 2 に規定する機関 ・内閣府設置法第 40 条及び第 56 条並びに国家行政組織法第 8 条の 3 に規定する機関 (事態対処法第 2 条第 4 号)																									
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局(内閣府設置法第 43 条及び第 57 条(宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。))並びに宮内庁法第 17 条第 1 項並びに国家行政組織法第 9 条の地方支分部局をいう。)その他の国の地方行政機関であって、事態対処法施行令で定めるもの。 (事態対処法第 2 条第 5 号)																									

鶴岡市国民保護計画新旧対照表（用語集）

修正案 (R4.2修正)	現行計画 (H19.2作成)	修正理由等 (修正案頁)																												
<p>4 住民関係</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">用語</th> <th style="width: 85%;">意義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">要配慮者</td> <td>次のいずれかに該当する者をいう。 ・自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力がない。若しくは困難な人 ・自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知して救助者に伝えることができない、若しくは困難な人 ・危険を知らせる情報を受け取ることができない、若しくは困難な人 ・危険を知らせる情報が送られてきてもそれに対応して行動することができない、若しくは困難な人 ※具体的には、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等が考えられる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 措置関係</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">用語</th> <th style="width: 85%;">意義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国(武力攻撃事態等)対策本部</td> <td>対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するために設置する対策本部をいう。 (事態対処法第 10 条)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国(武力攻撃事態等)対策本部長</td> <td>国(武力攻撃事態等)対策本部の長をいう。(内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指定する国務大臣)をもって充てる。) (事態対処法第 11 条)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国民保護措置</td> <td>対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第 22 条第 1 号に掲げる措置(同号に掲げる措置にあっては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。)をいう。 (国民保護法第 2 条第 3 項)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">緊急対処保護措置</td> <td>緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が国民保護法第 183 条において準用する国民保護法の規定に基づいて実施する事態対処法第 25 条第 3 項第 2 号に掲げる措置(緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。)その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。 (国民保護法第 172 条第 1 項)</td> </tr> </tbody> </table>	用語	意義	要配慮者	次のいずれかに該当する者をいう。 ・自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力がない。若しくは困難な人 ・自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知して救助者に伝えることができない、若しくは困難な人 ・危険を知らせる情報を受け取ることができない、若しくは困難な人 ・危険を知らせる情報が送られてきてもそれに対応して行動することができない、若しくは困難な人 ※具体的には、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等が考えられる。	用語	意義	国(武力攻撃事態等)対策本部	対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するために設置する対策本部をいう。 (事態対処法第 10 条)	国(武力攻撃事態等)対策本部長	国(武力攻撃事態等)対策本部の長をいう。(内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指定する国務大臣)をもって充てる。) (事態対処法第 11 条)	国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第 22 条第 1 号に掲げる措置(同号に掲げる措置にあっては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。)をいう。 (国民保護法第 2 条第 3 項)	緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が国民保護法第 183 条において準用する国民保護法の規定に基づいて実施する事態対処法第 25 条第 3 項第 2 号に掲げる措置(緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。)その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。 (国民保護法第 172 条第 1 項)	<p>4 住民関係</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">用語</th> <th style="width: 85%;">意義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">災害時要援護者</td> <td>次のいずれかに該当する者をいう。 ・自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力がない。若しくは困難な人 ・自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知して救助者に伝えることができない、若しくは困難な人 ・危険を知らせる情報を受け取ることができない、若しくは困難な人 ・危険を知らせる情報が送られてきてもそれに対応して行動することができない、若しくは困難な人 ※具体的には、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等が考えられる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 措置関係</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">用語</th> <th style="width: 85%;">意義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国(事態)対策本部</td> <td>対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するために設置する対策本部をいう。 (事態対処法第 10 条)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国(事態)対策本部長</td> <td>国(事態)対策本部の長をいう。(内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指定する国務大臣)をもって充てる。) (事態対処法第 11 条)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国民保護措置</td> <td>対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する国民保護法第 2 条第 3 項に掲げる措置(同項第六号に掲げる措置にあっては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。)をいう。 (国民保護法第 2 条第 3 項)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">緊急対処保護措置</td> <td>緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が国民保護法第 183 条において準用する国民保護法の規定に基づいて実施する事態対処法第 22 条第 3 項第 2 号に掲げる措置(緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。)その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。 (国民保護法第 172 条第 1 項)</td> </tr> </tbody> </table>	用語	意義	災害時要援護者	次のいずれかに該当する者をいう。 ・自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力がない。若しくは困難な人 ・自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知して救助者に伝えることができない、若しくは困難な人 ・危険を知らせる情報を受け取ることができない、若しくは困難な人 ・危険を知らせる情報が送られてきてもそれに対応して行動することができない、若しくは困難な人 ※具体的には、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等が考えられる。	用語	意義	国(事態)対策本部	対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するために設置する対策本部をいう。 (事態対処法第 10 条)	国(事態)対策本部長	国(事態)対策本部の長をいう。(内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指定する国務大臣)をもって充てる。) (事態対処法第 11 条)	国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する国民保護法第 2 条第 3 項に掲げる措置(同項第六号に掲げる措置にあっては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。)をいう。 (国民保護法第 2 条第 3 項)	緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が国民保護法第 183 条において準用する国民保護法の規定に基づいて実施する事態対処法第 22 条第 3 項第 2 号に掲げる措置(緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。)その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。 (国民保護法第 172 条第 1 項)	<p>○災害対策基本法の改正によるもの (P. 89)</p> <p>○法の施行に伴う用語の修正 (P. 89)</p> <p>○法の施行に伴う用語の修正 (P. 90)</p> <p>○法の改正に伴うもの (P. 90)</p> <p>○法改正による条ずれの修正 (P. 90)</p>
用語	意義																													
要配慮者	次のいずれかに該当する者をいう。 ・自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力がない。若しくは困難な人 ・自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知して救助者に伝えることができない、若しくは困難な人 ・危険を知らせる情報を受け取ることができない、若しくは困難な人 ・危険を知らせる情報が送られてきてもそれに対応して行動することができない、若しくは困難な人 ※具体的には、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等が考えられる。																													
用語	意義																													
国(武力攻撃事態等)対策本部	対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するために設置する対策本部をいう。 (事態対処法第 10 条)																													
国(武力攻撃事態等)対策本部長	国(武力攻撃事態等)対策本部の長をいう。(内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指定する国務大臣)をもって充てる。) (事態対処法第 11 条)																													
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第 22 条第 1 号に掲げる措置(同号に掲げる措置にあっては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。)をいう。 (国民保護法第 2 条第 3 項)																													
緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が国民保護法第 183 条において準用する国民保護法の規定に基づいて実施する事態対処法第 25 条第 3 項第 2 号に掲げる措置(緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。)その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。 (国民保護法第 172 条第 1 項)																													
用語	意義																													
災害時要援護者	次のいずれかに該当する者をいう。 ・自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力がない。若しくは困難な人 ・自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知して救助者に伝えることができない、若しくは困難な人 ・危険を知らせる情報を受け取ることができない、若しくは困難な人 ・危険を知らせる情報が送られてきてもそれに対応して行動することができない、若しくは困難な人 ※具体的には、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等が考えられる。																													
用語	意義																													
国(事態)対策本部	対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するために設置する対策本部をいう。 (事態対処法第 10 条)																													
国(事態)対策本部長	国(事態)対策本部の長をいう。(内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指定する国務大臣)をもって充てる。) (事態対処法第 11 条)																													
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する国民保護法第 2 条第 3 項に掲げる措置(同項第六号に掲げる措置にあっては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。)をいう。 (国民保護法第 2 条第 3 項)																													
緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が国民保護法第 183 条において準用する国民保護法の規定に基づいて実施する事態対処法第 22 条第 3 項第 2 号に掲げる措置(緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。)その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。 (国民保護法第 172 条第 1 項)																													